

税の申告で医療費控除を受けるためには、

医療費控除の明細書

の添付が必要です!

- 医療費控除とは、その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に適用となる所得控除です(支払った医療費が戻ってくる手続ではありません。)
- 「医療費の領収書」では、医療費控除を受けることができません。「医療費控除の明細書」の事前作成が必要です。
- 医療費控除の明細書の作成に使用した領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

医療費控除の明細書 記載例と書き方のポイント

記載例

令和6年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地 氏名 大子 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記載します。	(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生保(高額療養費)で補てんされた医療費の額
	200,000	150,000	20,000

(注)医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますので「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生保(高額療養費)で補てんされた医療費の額
大子 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,000	
大子 太郎	〇〇薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,200	
大子 花子	〇〇医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,000	
大子 花子	△△歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス	100,000	15,000

医療費の領収書から必要事項を記載します。
・医療を受けた人、支払先(病院や薬局等)ごとに領収書を仕分けし、合計額を算出します。
・記載例のように、医療を受けた人が同じでも、支払先が異なる場合は、次の行に記載します。
・医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている分の領収書は除いてください。

医療費通知(医療費のお知らせなど)を提出することにより、明細書が簡単に作成できます。

医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月
 - ③療養を受けた者(※) ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除く。

なお、全ての事項の記載がない通知は「医療費通知」として利用できませんので、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を記入してください。

書き方のポイント

- ①令和6年分医療費控除の明細書を作成する場合は、令和6年1月1日~12月31日に支払った分を記載します。
- ②申告者が生計を一にする(※)親族分の医療費を負担している場合、その親族分の医療費も含めて記載することが可能です。
※「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にする(例:生活費を同じ財布から出している)ことをいいます。
- ③支払った医療費に対し、補てんがあった場合(生命保険や高額療養費などによる補てん額)についても忘れずに記載しましょう。

医療費控除額を計算し、申告時に申告書へ転記します。

申告書第一巻の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄

※裏面の「医療費控除の明細書」を是非ご利用ください。

